

平成25年4月5日

開示書類提出者代表者 殿

金 融 庁

法定開示書類を自社ウェブサイト等に掲載する場合の留意事項について

先般、証券取引等監視委員会が市場監視活動を行う過程で、一部の上場会社において、インターネット上に公開している自社ウェブサイト等に会社情報を掲載するにあたり、公表予定時刻より前に資料を自社ウェブサーバ内の「公開ディレクトリ」に情報セキュリティ措置を講ずることなく保存したため、公表予定時刻より前に外部の者が容易に閲覧できるケースがあることが明らかとなりました。

ご存知のとおり、法定開示書類には、インサイダー取引規制上の「重要事実」に該当する情報が含まれているものもあることから、このようなケースにおいては、外部の者が当該情報を利用した取引を行うことにより、金融商品市場の公正性が著しく損なわれるおそれがあります。

金融庁としては、そうした取引を助長させかねない公表前の情報の杜撰な取扱いが放置されることは、我が国金融商品市場への信頼性の観点からも極めて重大な問題であると認識しており、直ちに改善される必要があります。

つきましては、開示書類提出者におかれては、法定開示書類を自社ウェブサイト等に掲載する場合には、下記の事項に留意し、直ちにシステム上の情報セキュリティ措置を講ずるなど、適切な改善を図っていただくようお願いいたします。

記

1. 公開ディレクトリに資料を保存した場合、情報セキュリティ措置を講じなければ、容易に外部者からのアクセスが可能であり、例えば、トップページ等にリンク付けを行っていないくても、アドレスを直接指定することでファイルを閲覧することは可能である。

2. このような事態を回避するためには、例えば、次のいずれかの措置を講ずる必要がある。
 - (1) 公表予定時刻までは、公開ディレクトリに資料を保存しないこと。
 - (2) 公表予定時刻より前に公開ディレクトリに資料を保存する場合には、外部者が容易にアクセスできないよう、パスワードの設定等によるアクセス制限を実施すること。

3. また、上記2. の措置を含む自社ウェブサイトへの会社情報の掲載手順については、社内でルール化した上で周知徹底される必要があり、併せてその遵守状況について定期的に点検を行うことが重要である。

以上